

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

京都府久世郡久御山町

### 2 構造改革特別区域の名称

「久御山っ子」就学前、元気で明るい給食特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

京都府久世郡久御山町の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

本町は京都府の南部山城盆地の南西部、京都市の中心部から南へ15kmに位置し、北は京都市伏見区、東は宇治市、南は城陽市、南西は八幡市に隣接し、大阪市の都市部にも近く、滋賀県や奈良県を含めた交通の要衝となっています。

面積13.86Km<sup>2</sup>、人口16,800人の小さな町で、宇治川と木津川に挟まれた南から北へ緩やかに傾斜した山のない平坦な地形です。

町内には鉄軌道はなく、京都市の中心部までは自動車等で30分程度の距離にあります。

広域幹線道路は、国道1号、24号に加え、京滋バイパス、第2京阪道路が開通し、道路交通の要衝として交通機能が充実しています。

国道1号の東側には事業所や工場が多く、府下有数の工業地帯として発展を遂げ、南部は宅地開発が進み市街地が形成されています。一方、北部では巨椋池干拓地など広大な圃場が整備されているほか、軟弱野菜などの都市近郊型農業が営まれ、自然豊かな農村地帯となっています。

町では、3つの小学校区にそれぞれ保育所、幼稚園を設置し、保幼小連携をすすめてきましたが、平成15年度4月から東角校区の宮ノ後保育所において、待機児童が生じることが予想された中で、同一校区の東角幼稚園に保育室の空きがあること、全国的な幼保一体化の流れがあったことなどから就学前教育の充実をも勘案する中で、5歳児の幼稚園児、保育所児を合同で保育・教育することとしました。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

次代を担う児童が健やかに成長するには待機児童をなくし、よりよい保育環境を提供する必要がありますが、また、保護者が安心して就労できることは地域や社会の活性化に結びつき、町にとっても大変重要な意義を持つものです。

本町では、平成15年度から待機児童の解消も視野に入れ、保育所の5歳児と幼稚園の5歳児と一緒に保育・教育する、いわゆる幼保一体的運営を3校区のうちの東角校区で始めており、就学前教育の充実に努めているところです。

以降3年間の状況や効果等を検証する中で、今後の町全体の就学前教育を見越し、施設整備等を進めてまいり、平成18年4月からさらにもう一つの佐山校区でも5歳児の保育所児、幼稚園児の合同保育、すなわち幼保一体的運営を実施していきます。

そこで同一校区の5歳児が幼稚園籍、保育所籍に関わらず給食をともにすることができるよう、本構造改革特別区域計画を申請します。本計画は東角小学校から佐山保育所分園のある佐山幼稚園に給食を搬入するというものであり、計画が認定されれば東角小学校で調理されたものが、佐山幼稚園の5歳児及び佐山保育所分園の5歳児の計約50人の児童に給食として出されることとなります。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

現在、町立幼稚園では昼食は弁当制をとっており、一部の幼稚園児保護者の中には児童の好きなものに偏った食事を与えることが多いという傾向が見られます。本構造改革特別区域計画が認定されれば、佐山幼稚園の5歳児と佐山保育所分園の5歳児が共に給食を食べることになり、本町が力を入れている「食育」の推進・充実に大いに貢献することができます。幼児期から偏食をなくし、食でのしつけや衛生観念を教え込むなどの「食育」は、栄養面のみならず、保育の重要な役割の一部となっており、今回の「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」による東角小学校からの給食搬入ができれば、栄養士等による「食育教育」を取り入れ、重点課題と位置づけている町内すべての保育所、幼稚園においての3歳児以上の幼保一体的運営に向けて、保育所栄養士、調理員との交流、意思疎通を図ることができ、衛生管理も共通認識に立って、就学前からの食育教育に生かした取り組みを目指すことができます。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画が実施されれば、保育サービス充実の一環として給食の幼稚園・保育所児童合同実施が図られるとともに、幼保一体的運営による待機児童の解消が図ることができます。給食が実施され、仕事と子育ての両立を図りやすい環境が整備されることにより、少子化の抑制にも直結するものです。

平成15年度から東角幼稚園・宮ノ後保育所分園において同じ敷地内にある東角小学校から給食並びにおやつ調理・搬入を行っております。佐山幼稚園・佐山保育所分園の場合には佐山小学校において給食並びにおやつ調理を行うと新たに調理員の確保、調理設備の整備を行う必要が生じ、搬入においても佐山小学校からの搬入に要する時間は約3分、東角小学校からの搬入に要する時間は約5分と大差が生じません。同様に佐山保育所本園からの調理・搬入においても調理設備整備が不可欠であり、搬入時間も約3分かかります。よって、費用の節減効果を考えた結果、佐山幼稚園・佐山保育所分園においても東角小学校から給食並びにおやつ調理・搬入を行いたいと考えています。東角小学校からの佐山幼稚園・佐山保育所分園への調理・搬入を行っても光熱水費など共通維持経費、調理員確保の必要もないため、双方の調理に係る経費節減効果が生じ、行財政の健全化に貢献するとともに、保護者負担も節減でき、効率的な保育所運営ができます。

具体的には、東角小学校以外の施設で調理を行なうとした場合には、現施設のスペース、設備、人的配置などを考慮すると施設の改修・備品の購入に約300万円、調理師の配置に年間約300万円、搬送用の車両費に160万円などの経費がかかると考えられます。東角小学校で調理した場合に削減されるこれらの経費については、就学前教育の充実・幼保一体的運営に向けての施設整備・備品等の財源に充当したく思います。また、佐山保育

所本園や佐山小学校からの搬送でなく、東角小学校からの搬送であることについては、上記経費的なことはもちろん、13.26km<sup>2</sup>という小さな町であり、なおかつ30年前に急激な人口増により、1校区が2校区に分かれた経過もあり、東角小学校から佐山幼稚園・佐山保育所分園までは、直線にして700mであること、また施設の周囲の状況などで、佐山保育所本園、佐山小学校のどちらの給食室からも自動車で搬送する場合、時間的に東角小学校から搬送するのとほぼ同時間を費やすことなどがあげられます。

したがって、校区は異なる東角小学校からの搬送を容認いただきたく本計画を申請いたします。

## 8 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- ・幼稚園と保育所の一体的運営のため、平成17年4月から町教育委員会の学校教育課に保育・幼稚園係を新設し、従来の幼稚園の業務に加えて保育所運営に係る事務も掌握することとなった。
- ・幼稚園教諭と保育士の人事交流を従来以上に行うほか、両職員の合同の職員研修も定期的を実施し、園児同士の幼保交流も行なっている。
- ・新規採用職員については双方の資格を有したものを採用している。
- ・幼稚園児、保育所児に関わらず3歳から5歳については、幼稚園の教育要領と保育所の保育指針を久御山町の実態に合った「久御山町就学前カリキュラム」として作成し、それに基づいて保育・教育を実施している。
- ・給食については、幼保一体化している5歳児の保育所児、幼稚園児については、毎日統一した献立で給食を食べられ、おやつについても火曜日・木曜日には手作りのものを食べることができる。

## 【別紙】

### 1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

### 2 当該規制の特例措置の適用をうけようとする者

久御山町内の町立保育所（佐山幼稚園・佐山保育所分園）

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画の認定の日

### 4 特定事業の内容

給食の外部搬入による効率的運営により、節減費用を保育サービスの充実に充てることのできれば、待機児童の解消、少子化対策としても大変有効です。

また、佐山保育所分園では調理せず、幼稚園籍・保育所籍の5歳児約50食分を東角小学校からの外部搬入方式とし、土曜についても保育所分園分の給食については、東角小学校において調理をし、午後のおやつも含め、搬入することとします。

食育を保育の重要課題ととらえ、給食を通じた「食育教育」を推進します。

### 5 当該規制の特例措置の内容

実施にあたっては、社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2に規定する院外調理における衛生管理とともに、「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」並びに「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について」（平成16年3月29日付け雇児発第0329002号）における留意事項を遵守することとして、

搬入元の東角小学校の調理室施設、設備、用具等については、細心の衛生環境を追求しており、調理室面積は186㎡です。設備、器具は、冷凍・冷蔵庫、食器消毒保管庫、配膳車等を有しており、現状では、職員分を含め約450食調理しています。また、加熱や配膳に配慮した構造、調理器具を備えており、発育、健康状態に応じた給食を提供することができます。食物アレルギー児への対応については、入所の際健康や発育状態と共に必ず聞き出す項目となっており、保護者はもとより発育観察してきた保健師とも相談し、園医の指導を受け特定食材の除去食を、小学校において調理し給与します。外部搬入した給食は、空調、温度管理された保育室において配膳します。

給食時間は、東角小学校給食室から0.8kmで所要5分以内に到着できるので、20分以内に喫食できます。

衛生基準については、食材、調理、職員の衛生管理にいたるまで細心の注意を払うよう徹底指導管理、点検確認に努めることとし、運搬容器、車両の衛生管理についても「学

校給食衛生管理の基準」に従い衛生安全に努めます。食缶は保温性のある二重食缶を使用することとします。和え物等の野菜類については、全て熱処理（ゆで）を行い水冷した後、に配缶して温度管理に努めます。専用運搬車で搬送、受領、配膳にも衛生管理のもとに実行し、コンテナや食缶は使用后洗浄を行い、食缶については消毒保管庫で消毒保管します。運送車両の衛生管理についても学校配送の例により消毒衛生管理します。

調理室は半ドライ運用方式による調理を行い、汚染区域と非汚染区域を完全分離し2次汚染防止対策を講じるなど衛生安全確保に努め、食品の温度管理、調理員の研修、健康管理を怠りなく、保健所の指導、助言等に従い適正に運用します。

栄養素量、食育についても、保育所栄養士を配置し、常に栄養素量の確保に努め、保育所における食育に関する指針をもとにした「別紙の食育プログラム」に添った発育、発達段階に応じた食事を提供します。

体調不良児の対応については、保育士が毎朝子どもの様子をチェックし、異状がある時は保護者に連絡をとり、場合によっては迎えに来ていただくこととしているが、給食についても体調不良の子どもの調理内容や献立等について、毎朝の喫食数の報告の際に調理員に伝え、対処することとします。

搬入元となる久御山町立東角小学校及び搬入業者との契約については、別添の委託契約書（案）により、今後、委託先との協議を行い契約を結ぶこととします。